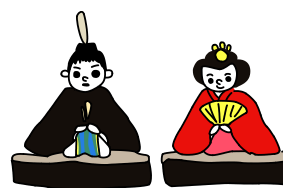


こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(3・4年生用)

こた あ
答え合わせ



- ① ^{じてんしゃ}の ^の 自転車に乗るときは、**〇〇〇〇**をかぶる。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

★かいせつ★

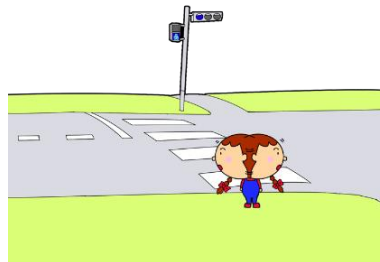
^{はい}に入るのは「**ヘルメット**」です。
^{じてんしゃ}の ^あ 自転車に乗るときは、^{あたま}頭を守るために、^まかならず
ヘルメットをかぶりましょう。



- ② ^{ごう}の ^{あかい} 信号が赤色から^{あおい}青色にかわったときは、^{はじ}すぐに^{はう}わたり始める方がよい。
正しければ **〇** を、間ちがってれば **×** を書きましょう。

★かいせつ★

^{ごう}の 信号がかわったからといって、
^{どうろ}すぐに道路をわたると、^{くるま}車が走って
^{くる}くるかもしれません。
^{どうろ}道路をわたる前に、^{みぎひだり}右左や^{まわ}周りの
^{あんぜん}安全をたしかめましょう。



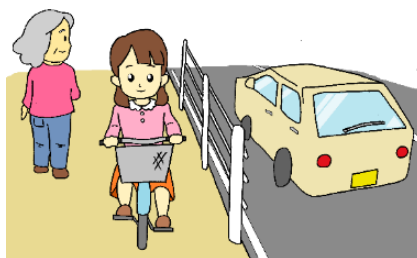
こた
答え



- ③ ^{じてんしゃ}の ^{ほどう} 自転車で歩道を通るときは、^と〇〇がわによって^{はし}ゆっくり走る。
^{ある}歩いている人の^{ひと}じゃまになるときは、^と止まって^{みち}道を^{えら}ゆずる。
〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. ^{ほどう}歩道 2. ^{ちゅうしん}中心 3. ^{しゃどう}車道

★かいせつ★

^{じてんしゃ}の ^{ほどう} 自転車で歩道を通るときは、
^{しゃどう}車道がわの^{ぶぶん}部分を^{じょう}じょ行（^{そくど}すぐに^{とど}てい止できる速度）しな
ければならず、^{ある}また、^{ある}歩いて
いる人の^{ひと}通行の^{つうこう}じゃまになるときは、^{いちじ}一時^してい止しなけれ
ばいけません。



3

＜交通安全テスト＞ 解答・解説（3・4年生用）

- ① 自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。
○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② 信号が赤色から青色に変わったときは、すぐに渡り始める方がよい。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 青信号に変わったからといってすぐに渡り始めず、右と左、周囲の安全を確認してから渡りましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））

第1項・第4項

赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

人の形の記号を有する赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

人の形の記号を有する青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

黄色の灯火

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。

人の形の記号を有する青色の灯火の点滅

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））
 - (2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に左右の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

渡っている途中であれば、すみやかに道路を渡りきるか、引き返すようにしましょう。

- ③ 自転車で歩道を通るときは、○○側に寄ってゆっくり走る。
歩いている人の邪魔になるときは、止まって道を譲る。
○○に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. 歩道 2. 中心 3. 車道 【3】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で歩道を通るときは、車道側に寄って徐行し、歩行者の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第17条第1項（通行区分）

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

法（道路交通法）第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 児童及び幼児
- 2 70歳以上の者
- 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。

イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。

ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示

によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間であり、原則車道を走行しなければなりません。

13歳未満の子どもは歩道を走行することができます。

歩道を走れる場合でも歩行者がいるときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車で歩道を走行する場合は、周囲に注意し、車道寄りを徐行しましょう。